入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

令和４年９月28日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長　吉岡　知哉

◎調達機関番号　591　◎所在地番号　14

1　掲載日　令和４年８月24日（号外政府調達第157号）

2　訂正内容

①　６頁３段目、独立行政法人日本学生支援機構に係る入札公告中、２の⑽中「この場合、当該第三者についても、上記⑴から⑼及び仕様書に示す資格を有すること。」を「この場合、当該第三者についても、上記⑴から⑸に示す資格を有すること。」に、訂正します。

②　７頁２段目、独立行政法人日本学生支援機構に係る入札公告中、５の⑹の⑽中「In this case, the third party must also have the above ① to ⑨ and specification.」を「In this case, the third party must also have the above ① to ⑤.」に、訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年９月28日

契約責任者　中日本高速道路株式会社

金沢支社長　森島貴代治

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　17

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北陸自動車道（特定更新等）富山管内舗装補修工事（2022年度）（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所

自）　富山県　小矢部市　平桜

至）　富山県　下新川郡　朝日町

自）　岐阜県　大野郡　白川村

至）　富山県　小矢部市　水島

⑷　工事内容　本工事は、北陸自動車道　小矢部ＩＣ～朝日ＩＣ間において舗装補修を行う工事である。また、東海北陸自動車道　白川郷ＩＣ～小矢部砺波ＪＣＴ間において、舗装補修を通行止め内で行う工事である。

⑸　工事概算数量

舗装補修工‥‥‥‥‥約15万㎡

床版防水工‥‥‥‥‥約70千㎡

⑹　工期　契約締結日の翌日から810日間

⑺　週休２日制モデル工事　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。

⑻　使用する資機材　アスファルト混合物　約51,000ｔ

⑼　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑽　本工事は、総合評価提案資料を求め、価格と価格以外との要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

⑾　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⑿　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

⒀　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⒁　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

⒂　契約制限価格を上回った場合の取り扱い

本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。なお、協議の相手から提出された入札価格で契約を締結することが不合理と認められる場合は、協議相手を選定しない場合がある。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、金沢支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の舗装工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（舗装工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の舗装工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（舗装工事）であること。以下同じ。）であること。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体でないこと。

⑷　施工実績　平成19年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績　供用中の道路（国道又は自動車専用道路）において、設計舗装補修面積（表層）12万㎡以上のアスファルト舗装工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績　供用中の道路（国道又は自動車専用道路）において、設計舗装補修面積（表層）６万㎡以上のアスファルト舗装工事

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。